

令和3年度

第2回西条市地域公共交通活性化協議会

資 料

目 次

【報告事項関係】

令和3年度西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿	1
--------------------------	---

【協議事項関係】

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）	2
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行計画（案）	12
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行ダイヤ追加イメージ	16

令和3年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年6月4日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	代表取締役	黒田 茂	変更
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	中野 晴樹	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	森 敦郎	
第3号		西条警察署	交通課長	岡田 祐樹	
		西条西警察署	交通課長	片山 三也	
	副会長	西条市連合自治会	会長	高橋 典正	
		西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	変更
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	越智 實一	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

生活交通確保維持改善計画の名称
西条市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の路線バスや鉄道は公共交通として市民の日常生活に必要不可欠な移動手段であるとともに、観光客等の移動手段としても大きな役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及等により路線バスをはじめとする公共交通利用者は減少傾向にあり、その維持・確保に対する行政負担も年々増加している現状である。</p> <p>このような中でも、特に高齢化が進んでいる山間部の地域においては公共交通が唯一の移動手段となっている方も多く、路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。そのため、山間部を運行する路線においては、利用者の主な移動目的である買い物や通院等に見合うルートに変更することで利便性の向上を図ってきており、引き続き、その運行を維持していく必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>当該路線の運行により買い物や通院等の目的行動が可能となる環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者の増加を図る。</p> <p>※当該バス路線の利用者数 1便あたり3人以上 （西条市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照）</p>
（2）事業の効果
<p>買い物や通院といった目的行動が可能となる当該路線を維持することにより高齢者等が気軽に外出できる環境が整備される。利用者の増加に繋がれば新たな路線の拡充等を含めた検討を行うことができ、市民生活に寄り添った公共交通の構築が期待できる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>(1) 行う事業 地域住民や利用者から意向等の収集に努め、市街地での移動及び通院・買物移動に対応したダイヤ改正等を実施するとともに、公共交通の利用促進に向けた公共交通利用環境の整備を行う。</p> <p>(2) 実施主体 <input type="checkbox"/>せとうち周桑バス株式会社 <input type="checkbox"/>瀬戸内運輸株式会社 <input type="checkbox"/>西条市地域公共交通活性化協議会 <input type="checkbox"/>西条市</p>

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>せとうち周桑バス株式会社、瀬戸内運輸株式会社、西条市</p> <p>西条市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分に補助率を乗じた金額を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>せとうち周桑バス株式会社 瀬戸内運輸株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>○令和3年4月22日（第1回） 前年度事業・決算報告及び本年度事業計画・予算等について協議、承認 （持ち回り協議にて承認を得た。） ○令和3年6月 日（第2回） 令和4年度西条市地域内フィーダー系統確保維持計画等について協議、承認 （持ち回り協議にて承認を得た。）</p>
<p>21. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>活性化協議会には、市民や公共交通利用者を代表する委員がおり、協議会開催時のほか様々な機会を利用して公共交通に関する利用者の意見や地域住民等からの要望をいただいている。</p> <p>主な意見としては、 ○買い物や通院に便利な路線や時間帯の運行に変更してほしい ○路線バスが走っていない地域への運行も検討してほしい ○利用者にとって分かりやすい情報提供をしてほしい 等 これらの意見や要望等をもとに協議会での検討を実施し、当計画の策定に至った。</p>

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛媛県東予地方局地域産業振興部地域政策課・建設部建設企画課
関係市区町村	西条市副市長、西条市市民生活部
交通事業者・交通施設管理者等	瀬戸内運輸株式会社、せとうち周桑バス株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、四国旅客鉄道株式会社、四国地方整備局松山河川国道事務所、西条警察署、西条西警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	委員 西条市連合自治会、西条市老人クラブ連合会、西条市連合婦人会、西条市社会福祉協議会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市医師会、瀬戸内運輸労働組合、西条市観光物産協会 アドバイザー 愛媛大学大学院理工学研究科、香川高等専門学校建設環境工学科、松山大学法学部法学科

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県西条市明屋敷164番地

(所 属) 西条市市民生活部地域振興課地域交通係

(氏 名) 高本 大輝

(電 話) 0897-52-1720

(e-mail) takamoto1713@city.saijo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西条市	せとうち周桑バス株式会社	(1) 保井野線	周桑(営)	湯谷口	保井野	往 36.9km 復 36.9km	365日	1324回		路線定期 運行	②(1)	③
		(2) 西之川線	西条駅前	西条 済生会 病院前	西之川	往 35.6km 循環	365日	1460回		路線定期 運行	②(1)	③
		(3) 西之川線	西之川	西条 済生会 病院前	西条駅前	往 35.6km 循環	365日	1704回		路線定期 運行	②(1)	③
	(4)				往 km 復 km	日	回					
	(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 運行予定系統図

<運行予定系統>

--- 西之川線

<運行予定者>

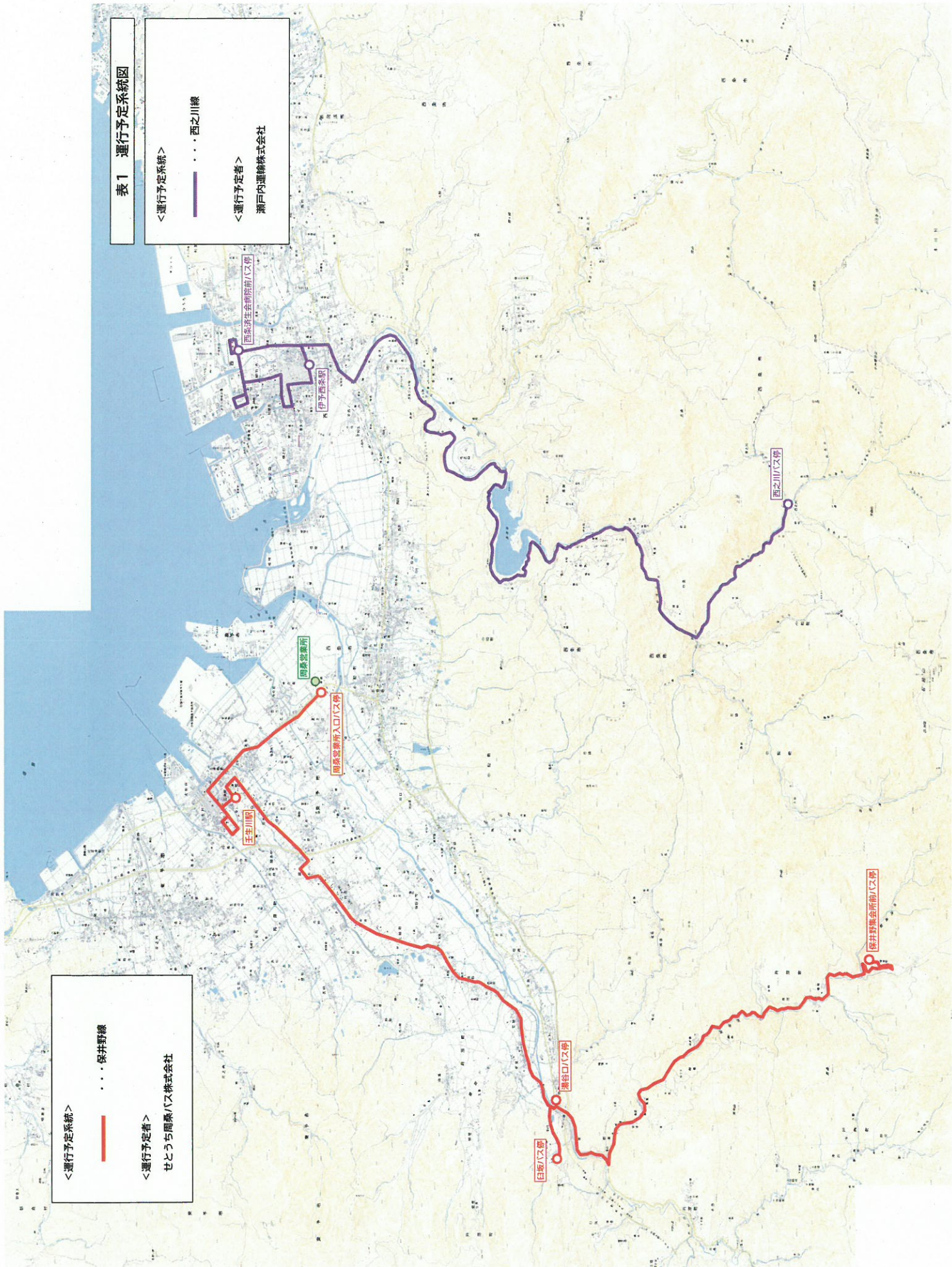
瀬戸内運輸株式会社

<運行予定系統>

--- 保井野線

<運行予定者>

せとうち周桑バス株式会社



保井野線

は日曜祝日運休

周桑営業所	7:55	11:30	13:15	17:10
壬生川駅前	8:10	11:45	13:30	17:25
周ちやん広場	8:18	11:53	13:38	17:33
上町入口	8:21	11:56	13:41	17:36
湯谷口	8:42	12:17	14:02	17:57
保井野集会所	9:12	12:47	14:32	18:27

保井野集会所	7:19	9:15	12:50	14:35	18:27
湯谷口	7:49	9:45	13:20	15:05	18:52
上町入口	8:10	10:06	13:41	15:26	
周ちやん広場	8:13	10:09	13:44	15:29	
壬生川駅前	8:21	10:17	13:52	15:37	
周桑営業所	8:36	10:32	14:07	15:52	

西之川線

は土曜・日曜祝日運休

西条駅前	7:20	10:00	13:10	15:56
西条済生会病院前	7:30	10:10	13:20	16:06
中央病院	7:35	10:15	13:25	16:11
フジグランド前	7:37	10:17	13:27	16:13
西条駅前	7:47	10:27	13:37	16:23
加茂川橋	7:55	10:35	13:45	16:31
兔ノ山	8:06	10:46	13:56	16:42
横峰登山口	8:14	10:54	14:04	16:50
石鎚ロープ前	8:41	11:21	14:31	17:17
西之川	8:43	11:23	14:33	17:19

西之川	6:54	9:10	12:00	15:15	17:21
石鎚ロープ前	6:56	9:12	12:02	15:17	17:23
横峰登山口	7:23	9:39	12:29	15:44	17:50
兔ノ山	7:31	9:47	12:37	15:52	17:58
加茂川橋	7:42	9:58	12:48	16:03	18:09
西条駅前	7:50	10:06	12:56	16:11	18:17
フジグランド前	8:00	10:16	13:06	16:21	18:27
中央病院	8:04	10:20	13:10	16:25	18:31
西条済生会病院前	8:11	10:27	13:17	16:32	18:38
西条駅前	8:17	10:33	13:23	16:38	18:44

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西条市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	78,111
交通不便地域等	663

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
663人	旧桜樹村、旧千足山村、 旧大保木村、旧加茂村	山村振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

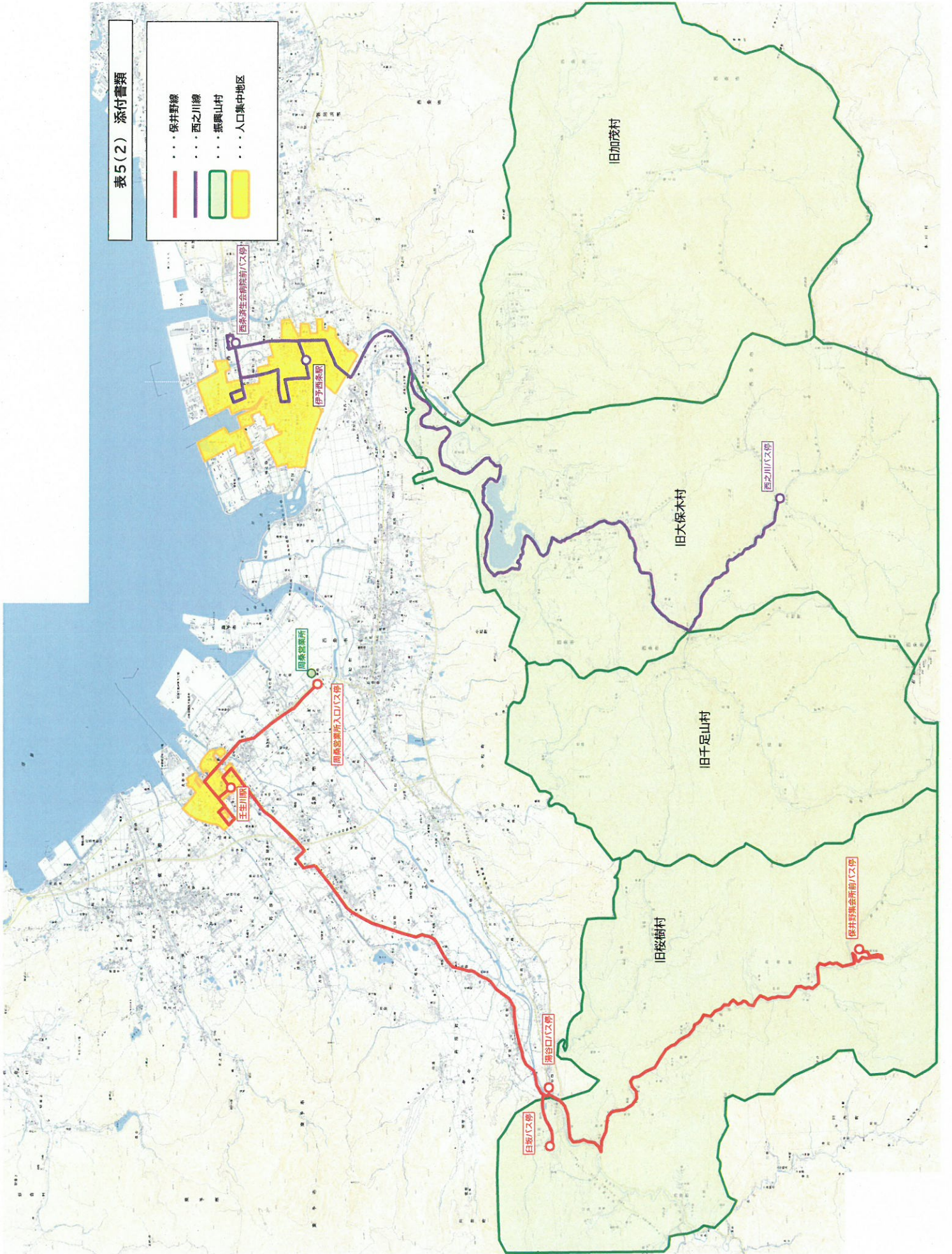
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5(2) 添付書類



西条市加茂地区デマンド型乗合タクシー運行計画（案）

（※下線部：現行からの変更箇所）

1 運行区域

加茂地区と西条市街地の主要施設を結ぶ区域

※ 詳細は、西条市加茂地区デマンド型乗合タクシー運行区域図のとおり

2 運行方法

デマンド型乗合タクシー（予約制）

※運行ダイヤ、指定された目的地を最短経路で結ぶ予約制の「乗り合い方式」

3 運行日

毎週火曜日 運休日：祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 祝日が運行日と重複した場合は、祝日以後で一番近い平日を運行日とする。

※ 荒川方面については、偶数月の第1火曜日を運行日とする。

※ 詳細は、加茂地区デマンド型乗合タクシー運行カレンダーのとおり

4 運行ダイヤ

	加茂地区行（現：復路）		西条市街地行（現：往路）	
	起点出発時間	予約受付締切	起点出発時間	予約受付締切
1	<u>7：30</u>	前日 16 時まで	8：30	前日 16 時まで
<u>2</u>	14：30	当日 13 時 30 分まで	<u>15：30</u>	<u>当日 13 時 30 分まで</u>

5 乗降場所（停留所）

(1) 加茂地区内

自宅等前、藤之石集会所、千町集会所、大平集会所、旧川来須バス停、下津池集会所、加茂公民館及び加茂郵便局

(2) 市街地

- 医療機関 西条中央病院、済生会西条病院、村上記念病院
- 商業施設 水都市、ファミリーマート西条加茂川店、フジグラン西条、マックスバリュ西条神拝店
- 交通機関 伊予西条駅、小川バス停、常心バス停
- 公共施設 西条市役所、西条郵便局

6 利用料金

利用料金（1人1乗車につき）	
大人（中学生以上）	小人（小学生以下）
500円	250円

※未就学児は、大人（保護者）1人につき1人無料

7 運行事業者

- 委託先：新居地区旅客自動車協同組合
 - 運行者：瀬戸タクシー、渡部タクシー、石鎚タクシー（月ごとの輪番制）
- ※ 運行者が道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業の認可取得による運行とする。

8 運行費用

運行費用は、愛媛県東予交通圏（公定幅運賃）時間制運賃から運賃収入を控除した額を支払う。

なお、車両種別時間制運賃額及び便別所要運行時間は、以下のとおり。

車両	時間制運賃 (30分ごと)	所要運行時間		
		藤之石・千町	川来須	荒川
		出庫時から 1時間30分	出庫時から 1時間30分	出庫時から 1時間
中型車	2,830円	8,490円	8,490円	5,660円
小型車	2,460円	7,380円	7,380円	4,920円

9 変更時期

令和3年9月上旬予定

西条市加茂地区デマンド型乗合タクシー運行区域図



【凡例】

- …加茂地区区域
- …運行経路
- …乗降ポイント

令和3年度 加茂地区よりそいタクシー運行カレンダー

	…藤之石・千町および川来須方面運行日
	…全地区運行日

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

加茂地区デマンド型乗合タクシー運行ダイヤ追加イメージ



毎週火曜日のみ運行

現行 運行	①	午前8時30分 発	登録ポイント（自宅）から乗降ポイントへ
	②	午後2時30分 発	乗降ポイントから登録ポイント（自宅）

追加 運行	③	午前7時30分 発	乗降ポイントから登録ポイント（自宅）
	④	午後3時30分 発	登録ポイント（自宅）から乗降ポイントへ